

「中華人民共和国反不正競争法」の適用における

若干問題に関する最高人民法院の解釈

(意見募集稿)

不正競争行為により生じた民事紛争事件を正しく審理するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国反不正競争法」「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連の法律規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本解釈を制定する。

第1条 反不正競争法第二章等の関連の法律に明確に列記する行為について、当事者が反不正競争法第2条の適用を主張した場合、人民法院は、これを支持しない。反不正競争法第二章等の関連の法律に明確に列記されていないが、信義誠実の原則及び商業道徳に違反し、かつ市場競争の秩序をかく乱し、その他事業者又は消費者の合法的な権益を害する行為について、人民法院は、反不正競争法第2条を適用して認定を行うことができる。

当事者が利益の損害のみを理由に反不正競争法第2条の適用を主張したが、事業者の利益を害する行為により市場競争の秩序がかく乱されたことを立証できない場合、人民法院は、法によりこれを支持しない。

第2条 事業者との間に、生産・経営活動における取引機会の争奪、競争優位の損害等の関係が存在しうる市場主体について、人民法院は、反不正競争法第2条に定める「その他事業者」と認定することができる。

第3条 反不正競争法第2条に定める「商業道徳」とは、特定の商業分野において押し並べて認められ、遵守される行為規範をいう。人民法院は、事件の具体的な状況を踏まえ、業界規則又は商慣習、事業者の主観的な状態、取引相手の選択の意向、市場競争の秩序及び消費者の知る権利、選択権に対する影響等の要素を総合的に考慮し、事業者が商業道徳に違反しているか否かを、法により判断しなければならない。

人民法院は、事業者が商業道徳に違反しているか否かを認定するにあたり、さらに業界主管部門、業界団体又は自主規制機関の制定した従業規範、自主規制規約、技術規範等を参考にすることができる。

第4条 一定の市場の知名度を有しかつ商品の出所を区別する顕著な特徴を有する標識について、人民法院は、反不正競争法第6条に定める「一定の影響力のある」標識と認定することができる。

原告は、その標識の市場の知名度を立証しなければならない。人民法院は、反不正競争法第6条に定める標識が一定の市場の知名度を有するか否かを認定するにあたり、中国国内の関連公衆における周知度、商品販売の期間、区域、額及び対象、宣伝の継続期間、程度及び地域範囲、標識の保護状況等の要素を総合的に考慮しなければならない。

第5条 反不正競争法第6条に定める標識が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、それが商品の出所を区別する顕著な特徴を有しないものと認定しなければならない。

- (一) 商品の一般名称、図形、型番
- (二) 商品の品質、原料、機能、用途、重量、数量及びその他特徴のみを直接表す標識
- (三) 商品自体の性質のみから生じる形状、技術的效果を得るために有すべき商品の形状、及び商品が実質的価値を有するようにするための形状
- (四) その他顕著な特徴に欠ける標識

前項（一）、（二）、（四）に定める標識が使用を経て顕著な特徴を取得し、かつ一定の市場の知名度を有し、当事者が反不正競争法第 6 条の規定に基づく保護を請求した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 6 条 事業者の営業場所の装飾、営業用具の様式、営業人員の服飾等から構成される、独自のスタイルを有する全体的な営業イメージについて、人民法院は、反不正競争法第 6 条（一）に定める「装飾」と認定することができる。

第 7 条 反不正競争法第 6 条に定める「一定の影響のある」標識に本商品の一般名称、図形、型番が含まれ、又は商品の品質、原料、機能、用途、重量、数量及びその他特徴が直接表され、又は地名が含まれ、他人が商品を客観的に叙述するために正当に使用し、当事者が反不正競争法第 6 条に定める状況に属する旨を主張した場合、人民法院は、法によりこれを支持しない。

第 8 条 商品の名称、包装、装飾又はその顕著な識別部分が商標法第 10 条第 1 項に定める商標として使用してはならない標章に属し、当事者が反不正競争法第 6 条（一）に基づく保護を請求した場合、人民法院は、法によりこれを支持しない。

第 9 条 企業登録主管機関が法により登録した企業の名称、及び中国国内で商業的に使用する海外企業の名称について、人民法院は、反不正競争法第 6 条（二）に定める「企業名称」と認定することができる。

一定の影響のある個人事業主の名称（略称、屋号等を含む）について、人民法院は、反不正競争法第 6 条（二）に従って認定を行うことができる。

第 10 条 中国国内で一定の影響のある標識を商品、商品の包装、商品の取引文書又は広告宣伝、展示等のその他商業活動、商品の出所の識別に用いる行為について、人民法院は、反不正競争法第 6 条に定める「使用」と認定することができる。

第 11 条 事業者が他人の一定の影響のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）、ドメイン名の要部、ウェブサイト名称、ウェブページ等と類似する標識を無断で使用し、他人の商品である又は他人と特定の関係があると誤認させた場合であって、当事者が反不正競争法第 6 条（二）、（三）に定める状況に属する旨を主張したときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

第 12 条 関連公衆に商品の出所について誤認を生じさせるに足り、他人と商業連合、使用許諾、商業命名、推奨広告等の特定の関係があるとの誤認を含む場合、人民法院は、反不正競争法第 6 条に定める「他人の商品である又は他人と特定の関係が存在すると誤認させる」と認定しなければならない。

同一の商品に同一又は視覚上基本的に差のない商品名称、包装、装飾等の標識を使用する場合、他人の一定の影響のある標識との混同を生じるに足りるものとみなさなければならない。

人民法院は、一定の影響のある標識と同一である又は類似すると認定する際には、商標の同一又は類似の判断の原則及び方法を参照することができる。

第 13 条 事業者が次の各号に掲げる混同行為のいずれかを実施し、他人の商品である又は他人と特定の関係があると誤認させるに足りる場合、人民法院は、反不正競争法第 6 条（四）に従って認定を行うことができる。

（一）反不正競争法第 6 条（一）、（二）、（三）に定める以外の一定の影響のある標識を無断で使用した場合。

（二）他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称における商号とし、それを強調して使用しなかった場合。

第 14 条 他人による混同行為の実施のために、故意に、保管、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット取引プラットフォーム等の便利な条件を提供し、他人の混同行為の実施を幫助した場合であって、当事者が民法典第 1169 条第 1 項に基づく認定を請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 15 条 異なる地域範囲内において同一又は類似する一定の影響力のある商品名称、包装、装飾、企業名称、社会組織名称、氏名等の標識を使用し、後使用者がその善意の使用を証明できる場合は、反不正競争法第 6 条（一）、（二）に定める不正競争行為を構成しない。

前項における「善意の使用」について、人民法院は、事件の具体的な状況を踏まえ、先に使用された標識の市場の知名度、先使用に対する認知状況、標識使用の地域等の要素を総合的に考慮して法により認定しなければならない。

その後の経営活動が同一の地域範囲に入ったために、商品の出所に混同が生じることとなった場合であって、先使用者が商品の出所を区別するに足りるその他標識の付加を後使用者に命じる判決を請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 16 条 事業者が他人の一定の影響力のある商品名称、包装、装飾等と同一又は類似する標識を無断で使用した商品を販売し、他人の商品である又は他人と特定の関係があると誤認させた場合であって、当事者が反不正競争法第 6 条（一）に定める状況に属する旨を主張したときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

前項に定める権利侵害商品であると知らず、また知り得べきでない商品を販売した場合であって、当該商品が、自己が適法に取得したものである旨を立証でき、かつ提供者について説明し、事業者が賠償責任を負わない旨を主張したときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

第 17 条 事業者が商業宣伝の過程において、真実でない商品の関連情報を提供し、関連公衆を欺罔、誤導した場合、人民法院は、反不正競争法第 8 条第 1 項に定める虚偽の商業宣伝と認定しなければならない。

商業宣伝の内容が真実性に欠けるが、関連公衆の誤解を生じるに足りるものではない場合であって、当事者が反不正競争法第 8 条第 1 項に定める虚偽の商業宣伝に属する旨を主張したときは、人民法院は、法によりこれを支持しない。

第 18 条 事業者が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当し、関連公衆の誤解を生じるに足りる場合、人民法院は、反不正競争法第 8 条第 1 項に定める「人々を誤解させる商業宣伝」と認定することができる。

（一）商品について偏った宣伝又は比較を行った場合

（二）科学的に結論が出ていない観点、現象等を、結論がすでに出た事実として商品の宣伝に用いた場合

（三）あいまい性のある言葉を使用して商業宣伝を行った場合

（四）その他人々を誤解させるに足りる商業宣伝行為

明らかに誇張する方式により商品を宣伝しているが、関連公衆の誤解を生じるに足りない場合については、人々を誤解させる商業宣伝行為に属しない。

人民法院は、日常生活の経験、関連公衆の一般的注意力、誤解を生じた事実及び宣伝対象の実際の状況等の要素に基づき、人々を誤解させる商業宣伝行為について認定を行わなければならない。

第 19 条 当事者は、その他事業者が反不正競争法第 8 条第 1 項の規定に違反した旨を主張しかつ損害賠償を請求した場合、その虚偽又は人々を誤解させる商業宣伝行為により受けた損失を立証しなければならない。

第 20 条 その他事業者が反不正競争法第 11 条に定める商業中傷行為を実施した旨を主張する場合、当事者は、当該者が当該商業中傷行為の特定損害対象であることを立証しなければならない。

第 21 条 事業者が他人の捏造した虚偽情報又は誤導的な情報を故意に散布し、競争相手の商業的信用、商品の評判を害した場合、人民法院は、反不正競争法第 11 条に従って認定を行わなければならない。

第 22 条 その他事業者及びユーザーの同意を得ずに直接発生したターゲットジャンプについて、人民法院は、反不正競争法第 12 条第 2 項（一）に定める「強制的にターゲットジャンプを行った」と認定しなければならない。

リンクのみを挿入し、ターゲットジャンプがユーザーの主体的なトリガーによるものである場合、人民法院は、リンク挿入の具体的な方式、合理的な理由があるか否か並びにユーザーの利益及びその他事業者の利益に対する影響等の要素を総合的に考慮し、当該行為が反不正競争法第 12 条第 2 項（一）の規定に違反しているか否かを認定しなければならない。

第 23 条 事業者が事前に明確に提示せずかつユーザーの同意を得ずに、変更、終了、アンインストールをユーザーに誤導、欺罔、強制する等の方式により、その他事業者の適法に提供するネットワーク製品又はサービスを悪意により妨害又は破壊した場合、人民法院は、反不正競争法第 12 条第 2 項（二）に従って認定を行わなければならない。

第 24 条 事業者の実施する不適合行為が次の各号に掲げる条件を同時に満たす場合、人民法院は、反不正競争法第 12 条第 2 項（三）に定める「悪意のある不適合」と認定しなければならない。

（一）その他特定の事業者に対して不適合を実施する場合

（二）ユーザーによるその他事業者の適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な使用を妨害する場合

（三）その他事業者が第三者との提携等の方式を通じて、不適合行為による影響を解消することができない場合

（四）合理的な理由に欠ける場合

第 25 条 事業者がネットワークを利用して生産・経営活動に従事し、次の各号に掲げる条件を同時に満たす場合、人民法院は、反不正競争法第 12 条第 2 項（四）に従って認定を行わなければならない。

（一）ネットワーク技術手段を利用して実施する場合

（二）その他事業者の意向に反し、それにより合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが正常に運用できない場合

（三）信義誠実の原則及び商業道徳に反する場合

（四）市場競争の秩序をかく乱し、消費者の合法的な権益を害する場合

（五）合理的な理由に欠ける場合

第 26 条 事業者が信義誠実の原則及び商業道徳に反して、その他事業者によってユーザーの同意を得て法により収集された商業的価値を有するデータを無断で使用した場合であって、かつ、その他事業者の提供する関連製品又はサービスを実質的に代替するに足るものであって、公平な競争の市場秩序を害するときは、人民法院は、反不正競争法第 12 条第 2 項（四）に従って認定を行うことができる。

事業者がユーザーの同意を得て、その他事業者の制御するデータを適法、適度に使用し、かつ使用行為が公平な競争の市場秩序及び消費者の合法的な権益を害する可能性があることを証明する証拠がない場合であって、当該データを制御する事業者が反不正競争法第

12 条第 2 項（四）に定める行為に属する旨を主張したときは、人民法院は、一般にこれを支持しない。

第 27 条 反不正競争法第 2 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条に定める不正競争行為について、権利侵害により受けた実際の損失、侵害者が権利侵害により獲得した利益の確定が難しい場合、人民法院は、反不正競争法第 17 条第 4 項を参照適用して賠償額を確定することができる。

第 28 条 同一の侵害者が同一の主体に対して同一の期間及び地域範囲に実施した侵害行為について、人民法院が著作権、専利権又は登録商標専用権の侵害を既に認定し、経済的損失の賠償を被告に命じる判決を下し、また、当該行為が不正競争を構成することを理由に、当事者が損害賠償の民事責任の負担を同一の侵害者に請求した場合、人民法院は、法によりこれを支持しない。

第 29 条 反不正競争法第 6 条の規定に基づき、当事者がその企業名称の使用停止又は変更を被告に命じる訴訟上の請求を主張した場合であって、法によりこれを支持すべきときは、人民法院は、当該企業名称の使用停止を命じる判決を下さなければならない。

第 30 条 原告が、権益が損害を受けたこと及び侵害者を知った又は知り得べき日から 3 年を超え、提訴時に訴えられた不正競争行為がなお継続しており、被告が訴訟時効の抗弁を提起した場合、損害賠償額は、原告が人民法院に提訴した日から、前に 3 年間推算して計算しなければならない。

第 31 条 不正競争行為により提起された民事訴訟については、反不正競争法第 2 条、第 6 条から第 12 条までに定める権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、権利侵害行為の実施地、権利侵害の結果の発生地を含む。当事者がオンライン購入者の任意に選択できるオンライン物品受取地を権利侵害の結果の発生地とする旨を主張した場合、人民法院は、これを支持しない。

第 32 条 反不正競争法第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条に定める不正競争民事第一審事件については、一般に中級人民法院が管轄する。各高級人民法院は、当該管轄区域の実際の状況に基づき、最高人民法院の承認を経て、不正競争民事第一審事件を受理する若干の基層人民法院を確定することができる。その他司法解釈に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第 33 条 反不正競争法の改正決定の施行後に人民法院が受理した不正競争民事事件が、決定施行前に発生した行為にかかわる場合、改正前の反不正競争法を適用する。決定施行前に発生し、決定施行後まで継続する行為にかかわる場合は、改正後の反不正競争法を適用する。

第 34 条 本解釈は、 年 月 日から施行する。「不正競争民事事件の審理における法律応用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」（法積[2007]2 号）は、同時に廃止する。

本解釈の施行後にまだ結審していない事件については、本解釈を適用する。施行前に既に結審している事件については、本解釈を適用して再審することはしない。

出所：2021年8月19日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-318231.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい